

## NEWS

## 電子マニフェスト操作体験セミナー開催

9月18日(水)午前10時から協会3階会議室にて、「電子マニフェスト操作体験セミナー」が20名参加のもと開催されました。

操作体験は(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)インストラクターの相宮良一氏を講師としてお招きし、JWセンターのホームページのデモシステムを活用して、各自パソコンを使い操作体験を行いました。

セミナーは「今日からはじめる電子マニフェスト(Web方式)」に沿って進められ、事前の準備が必要な利用推奨環境(PCのOS、対応ブラウザ、メールソフト、出力するための印刷環境他)についての基本的な説明がありました。

環境確認後、JWNETのデモシステムにログインを行い、ポータル画面におけるメニューの内容、マニフェストの管理画面構成を確認しました。

入力は排出事業者の基本設定、収集運搬業者及び処分業者の基本設定を行います。

また、入力パターン設定の雛形を作成することにより、あらかじめ決まっている入力内容はパターン化することができ、マニフェスト情報、予約情報の登録等の登録作業を簡易化することができます。作成方法は、環境設定から新規設定を行っていきませんが、ポイントとして、登録画面からも直接パターンを作成することもできます。

処分終了報告では、「中間」と「最終」の区分で報告する場合があります。報告区分でのオプションボタンの選択時に確認をしてくださいとのことでした。

マニフェスト情報の修正・取消ルールでは、①排



出事業者が登録したマニフェスト情報に対して、既に処理報告が行われている場合は、それぞれの収集運搬業者、処分業者から承認が必要 ②確定情報となったマニフェスト情報を修正・取消することはできない ③排出事業者が修正・取消を行ってから、10日以内に収集運搬業者・処分業者が承認処理を行わない場合、修正・取消は反映されない、との注意事項がありました。他にも導入後の具体的な話があり、質疑応答後セミナーは終了しました。

## 電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ

平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、「2022年度の電子マニフェスト普及率を70%にする」「廃棄物分野において電子化された、電子マニフェストを含む各種情報の活用を推進する」との目標が掲げられました。これらをふまえ、環境省は平成30年10月に電子マニフェストの普及拡大に向けたロードマップを策定しました。事業者の加入促進、行政機関による利用促進、電子マニフェストシステムの改善、電子マニフェスト情報の有効活用の検討等の施策が打ち出されています。

(JWNETより引用)

## ■ 今後の日程

開催日	午前	午後	会場	申込開始日
11月28日(木)		導入実務説明会 14:00～16:00	名古屋国際会議場 2号館 221会議室	8月1日
12月3日(火)	操作体験セミナー 10:00～12:00	操作体験セミナー 13:30～15:30	協会3階会議室	8月1日